

元高環対第 1515 号

令和 2 年 1 月 20 日

一般社団法人 高知県建設業協会会長 様

高知県林業振興・環境部環境対策課長



「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の改正
に関する説明会の開催について（お知らせ）

平素は、高知県の環境行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（改正フロン排出抑制法）が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われるための仕組みが導入されることとなりました。

このたび、今回の法改正の概要等に関する説明会が下記のとおり開催されますので、会員の皆様にご周知いただきますよう、お願いします。

記

1 日時

令和 2 年 2 月 19 日（水）13 時 30 分から 16 時 30 分まで（予定）

2 場所

高知城ホール 4 階 多目的ホール（高知市丸ノ内二丁目 1 番 10 号）

3 内容

（1）フロン排出抑制法の概要

（2）改正の概要について（別紙 1、別紙 2 主な改正事項の概要説明）

4 参加申込

別紙 3 参加申込書により令和 2 年 2 月 10 日（月）までにお申し込みください。

5 主催

一般社団法人 高知県冷凍空調設備工業会

【問い合わせ・連絡先】

高知県林業振興・環境部 環境対策課

〒780-0850

高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号(県庁西庁舎 5 階)

担当 恒石、甲藤

TEL:088-821-4524

FAX:088-821-4520

e-mail:030801@ken.pref.kochi.lg.jp

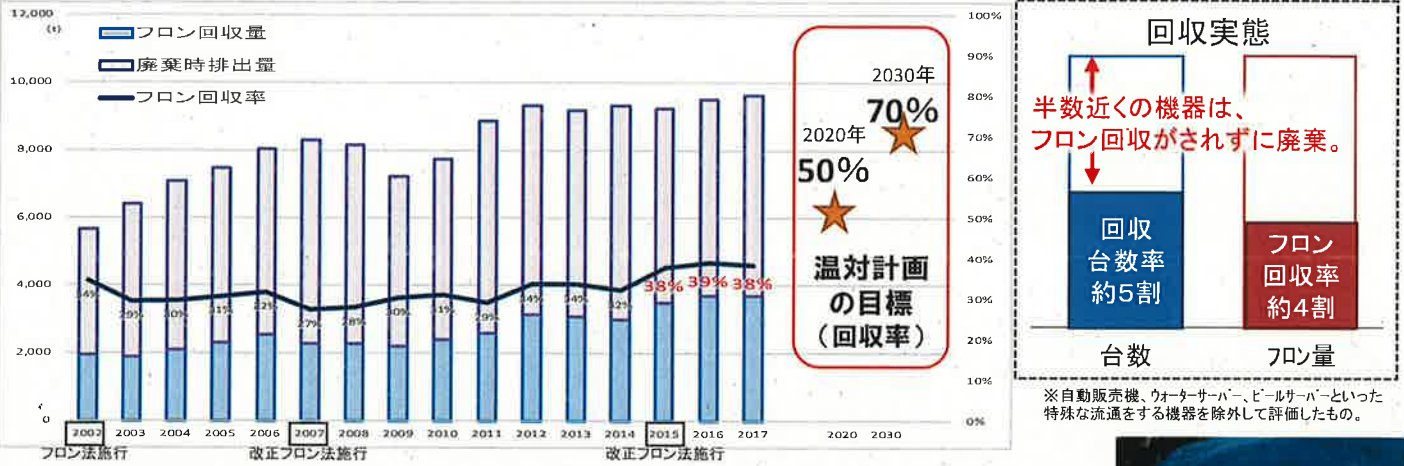
現行法の概要

※「改正法の概要」環境省ホームページ報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/106566.html>

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上**3割程度に低迷し、直近でも4割弱。**
- ◆ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標達成には、**対策の強化が不可欠。**



主な改正事項

(中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。)

回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされる仕組みへ。**

建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入 (現行: 間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階)⇒直接罰(1段階)へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け (充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 (廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン

ビル用
マルチエアコン

業務用冷凍冷蔵庫

冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- ③ フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、
50万円以下の罰金

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

違反した場合、
50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら...

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



高知県林業振興・環境部環境対策課(担当：恒石) 行

FAX：088-821-4520 E-mail：030801@ken.pref.kochi.lg.jp

改正フロン排出抑制法説明会(2/19) 参加申込書

【申込み担当者】

会社名・団体名・組織名	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-mail	

【参加者】

会社名・団体名・組織名(ふりがな)	氏名(ふりがな)	分野

※「分野」欄には、下記の項目から該当するものをお選びいただき、数字をご記入ください。

- 1 機器管理者
- 2 廃棄物・リサイクル業者
- 3 建設・解体業者
- 4 第一種フロン類充填回収業者

※記入いただいた情報は、今回の説明会の開催以外の用途で使用することはありません。

※本票を FAX 送信する際は送信票、鑑は不要です。本票のみご送信ください。

※令和2年2月10日(月)までにお申し込みください。